

## 平成 30 年度第 4 回国分寺市国民健康保険事業運営に関する協議会

日 時：平成 30 年 8 月 23 日（木）午後 2 時 00 分から

場 所：国分寺市役所第 1 庁舎 3 階 第 1 ・ 2 委員会室

出席委員：内藤会長・和地委員・高畠委員・谷田委員・藤巻委員・知念委員・日向委員・

小坂委員・中村委員・黒沢委員・森田委員・山本委員・若林委員・田端委員・新藤委員

事務局：鈴木健康部長・大庭保険年金課長・大谷健康推進課長・久保国民健康保険係長・

吉澤・大岩

会長 第 4 回国分寺市国民健康保険事業運営協議会を開催したいと思います。また、本日は台風 20 号の影響で足元の悪い、またお忙しい中お越しいただき、ありがとうございます。ただいまより開催いたします。よろしくお願ひします。

では、事務局、出席状況をお願いします。

事務局 本日の出席についてご報告いたします。出席状況報告。欠席は 1 名です。日向委員が早退、それから健康部長が公務のために遅参するということになっております。したがいまして、運営協議会規則第 7 条の規定により、委員総数 16 名の 2 分の 1 の出席をいたしておりますので、会議は成立しております。また、議事録署名委員につきましては、小坂委員、高畠委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

会長 続きまして、本日の配付資料について事務局より説明をお願いします。

事務局 机上に配付いたしました資料について、ご確認をお願いいたします。まず、1 枚目、本日の次第となっております。2 枚目、資料 1 として「平成 30 年度諮問第 1 号答申案」、両面印刷となっております。次に、資料 2 といたしまして「健康診査の受診率推移」、そのほか 2 点、表となったものでございます。次に、資料 3 として「健康推進課での新規事業の内容と実績&状況」。以上、資料 3 点全てございますでしょうか。

次に、マイクの使用方法についてなのですが、ご発言の際にはトークボタンを押してからご発言をお願いいたします。ご発言が終わりましたら、もう一度トークボタンを押しまして、お切りいただきますようよろしくお願ひいたします。

以上です。

会長 資料は全部届いていますか。皆さん、よろしいですか。

では、国保税の改定について、答申書（案）について提出されていますので、まず資料説明を事務局よりお願ひいたします。

事務局 ご説明申し上げます。今回の諮問事項については 2 点ございました。まず 1 点目が国民健康保険税の課税限度額について。こちらについては、本年度の第 1 回及び第 2 回の当協議会で集中的にご審議いただきました。2 点目が国民健康保険税の改定についてです。こちらについては、平成 30 年度からの国保改革、いわゆる都道府県化に伴っての情報提供及び審議を平成 29 年度の当協議会から、長期間、約 1 年間にわたってご審議いただき

ました。委員の皆さんに事務局としてお礼申し上げます。

それでは、答申書案について、朗読させていただきます。

「答申書 平成 30 年 4 月 26 日付け諮問第 1 号により諮問のあった下記の件について、下記のとおり答申いたします。

記

諮問事項 1 国民健康保険税の課税限度額について

当協議会は、本市国民健康保険税の課税限度額の状況及び地方税法施行令の改正、また課税限度額改定による影響額などについて、市からの説明を受け審議を行った。

審議の結果、税負担の公平性の観点から低所得者への負担軽減の措置がすでに講じられていること、また国民健康保険税の課税限度額を定める地方税法施行令が改正されたこと及び他市の状況に鑑みて、本市国民健康保険税の課税限度額について、諮問のとおり医療分課税額を 540,000 円から 580,000 円に改定することは妥当と考える。」

おめくりいただいて裏面となります。

「諮問事項 2 国民健康保険税の改定について

当協議会は、本市及び他市の国民健康保険税の状況及び東京都から示された標準保険料率の状況、また国民健康保険税の改定による影響額などについて、市からの説明を受け審議を行った。

審議の結果、被保険者に与える影響を考慮し、今後 20 年度程度の時間をかけ、3 年ごとの見直しにより、本市の国民健康保険税を東京都から示される標準保険料率していく税改定は妥当と考える。

また、国民健康保険の制度改革により保険者として東京都と一体となり事務を実施するとともに、市の役割として示されている医療費の適正化、収納率の向上、及び疾病予防や重症化予防のための保健事業の実施等、国保制度の安定的な運営を確保するための取組を推進されたい。」

以上でございます。

会長 ただいまの答申書（案）について、保険年金課長よりご説明がありました。内容は、このようになっておりますが、ご意見をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

藤巻委員 濟みません。一番最後のところですけれども、ちょっと細かいのですけれども、「取組を推進されたい」「したい」ではなくて「されたい」。これは「国民健康保険の制度改革により保険者として」というふうに、こここの協議会を言っているわけですね。

事務局 今の部分なのですけれども、諮問に対する答申は運営協議会から市に対して行うということでございます。市が独自で行うということではないので、「推進されたい。」というような表現をさせていただきました。

会長 藤巻委員、よろしいですか。

藤巻委員 理解しました。わかりました。

会長 答申書に諮問事項 1 と 2 と 2 つございます。ですから、まず諮問事項 1 からでもよ

ろしいですから、ご質問がありましたらご発言をお願いします。

会長 1のほうは、よろしいですか。もう皆さん大体ご承知と思うのですけれども、医療分の課税を54万円から58万円へ。皆さんが気になることはないということで。

諸問事項2のほうですけれども。知念委員。

知念委員 最後の5行のところですが。「制度改革により保険者として東京都と一体となり事務を実施するとともに、市の役割として示されている医療費の適正化、収納率の向上、及び疾病予防や重症化予防のための保健事業の実施等、国保制度の安定的な運営を確保する」ことが条件で、増税を認めたのではなかったでしょうか。

事務局 基本的には、今知念委員がおっしゃるとおりなのですけれども、ここをやるということは、当然これは国のほうでも定まっているものでございまして、ご説明させていただいた中で、当初これをつくったところでは、最後の今ご説明いただいた5行がなかったのですけれども、それだとおかしいという話が出まして、保健事業の実施と医療費適正化、要するに、歳出の部分の抑制ができる部分については行っていくということで、こういうふうに書かせていただいた経緯がございます。努力するというのは当然のこととござります。先ほどもご説明したように、協議会のほうから市のほうに対して出される答申書でございますので、「取組を推進されたい。」ということでまとめさせていただいたということでございます。

会長 知念委員。

知念委員 この協議会をずっとやってきたのは、財政が厳しいから当然やむを得ないということでこの協議会をやってきたものですけれども、その絶対条件として、今の最後の5行が必要だという話を、議論を続けてきたのではないかと思うのですけれども、この文章では、我々は期待しているだけだということになってしまふのでしょうか。

会長 お願いします。

事務局 期待しているだけだというふうにおっしゃられても、事業をやっていく中で、どれぐらいの効果がどういうふうにあらわれるのか。それが短期間でわかるものなのか、長期的なものなのかという部分がございますので、こういう表現にさせていただいたということでございます。

知念委員 今までやってきたのは、期待ではなくて、必ずこれを実施することが条件で税を上げるということでないと市民は納得しないということが、議論の中であったと思うのですけれども。ここで今まで議論してきたことが、またこんな後戻りするような表現になるのがちょっと納得できないのですけれども。

会長 皆さん、ほかにご意見、知念委員からもそうですけれども、ほかにご意見はございませんか。知念委員からは最後の文章がどうも納得いかないということですけれども、皆さんはいかがでしたでしょうか。知念委員、この辺の内容はもう少し、よろしいですか。

知念委員 もう少し強い文面がいいのではないかと思うのですけれどもね。期待ではなくて、あくまでも条件、これをやってくださいよと。これをやった上で増税しましょうとい

うのが、ここ運営協議会の意見だったと思うのですけれども、違いましたか。

会長 皆さん、この辺どうでしょうか。今の知念委員のご意見をもとにして何かござりますか。

新藤委員 そのご意見だとすると、例えば知念委員のお考えになる何か例文みたいなのはありますか。こういう文章がいいということで。我々も何か例示がないとなかなか比較ができないものですから、そういうのがもしあればということです。

知念委員 下の5行を一番上に持ってきて、「取組を推進されたい。」ではなくて、「取組を条件として、下記の」という形に持つていったらどうでしようか。

会長 事務局はいかがですか。

事務局 今のご指摘ですと、まず、最後の5行の「また」をとって、「国民健康保険の制度改正により」云々を、「確保するための取組を条件として、当協議会は」というふうにつながるという形でよろしいのでしょうか。

知念委員 ではなく、今急に思いついたので、ちょっと待ってください。4行目ですね。

4行目の「審査の結果、国民健康保険の制度改革により保険者として東京都と一体となり事務を実施するとともに、市の役割として示されている医療費の適正化、収納率の向上、及び疾病予防や重症化予防のための保健事業の実施等、国保制度の安定的な運営を確保するための努力を条件として、被保険者に与える影響も」、考慮して、それで、「今後20年程度の時間をかけ、3年ごとの見直しにより」というふうにつなげたらどうでしようか。

会長 森田委員。

森田委員 答申書のスタイルというのが多分あると思うんですね。過去もこういうような形でやられているのではないかと思うのですけれども、諮問事項に対して審議を行った結果、どうか。それがまず頭に来て、この「また」というのは、要はなお書きですよね。「今後さらに」、こういう附帯のものが最後にお書きで来るというスタイルというのがあると思うので、私はこれのスタイルのほうがいいと思うんです。

ただ、もう1つちょっと感じたのは、この「また」以降の「国民健康保険の制度改革により保険者として東京都と一体となり事務を実施するとともに」という、この文面というのが、この答申書の中で必要なのかなど。私としては、それを後段のほうの「市の役割として示されている医療費の適正化」以降、これだけでいいのではないかという気がしますけれども。

会長 「東京都」という文言は要らないということでしょうか。

森田委員 保険税の改定についての諮問に対して、事務的な実施をするのは、これは制度上決まっていることですから、これはもう今年度以降、仕方がない話で。それで、改定を妥当と考えるという結論に達したのは知念委員がおっしゃっているように、こういう条件だからということで。その後段の部分については、なお書きで、「今後さらにこういう取組を強力に推進されたい。」と、そういうような形でいいのではないかと思うのです。

会長 わかりました。では、事務局、お願ひします。

事務局 まず、最初におっしゃられていたように、答申の部分については、何々による審議を行ったその結果というのが、大体普通の書き方で、それにならわせていただいてこういうふうに書かせていただいている部分でございます。今ご意見いただいたように、「東京都と一体となり事務を実施する」というのは、もう当然決まっていることだからそこは外してという部分で、「市の役割として示されている」というところ、そこを強調するような書き方というご提案でよろしいでしょうかね。

森田委員 はい。

会長 知念委員、それでどうですか。

知念委員 それでもいいのですけれども、もしさうでしたら「確保をするための取組を強力に」とか、何かもっとより強い言葉にしていただきたい。

会長 济みません。皆様、その辺はいかがですか。ほかには。

藤巻委員 最後の「確保するための取組を推進されたい。」ではなくて、「確保する。」と言いたっていいのではないか。ですから、「妥当と考える。」と上に1つあって、「そのためには、市の役割として示されている医療費の適正化」云々という形のために「取組を確保する。」。答申だから、別に言い切ったっていいですね。さっきの条件と言えば、「条件」とつけるとまたあれかもしれないから、もう「確保する」。「そのためには確保する。」という答申で。これは、安定的な運営を確保するのは当たり前だと思うので、具体的に書いてあるわけではないので。だから、そのためには、もう一度このところは気持ちをしっかりと引き締めてやっていただきたい。上げるからにはそれなりの覚悟でやってもらいたいというのは。「取組を」とかそういうことは、ちょっと何か確かに知念さんが言うように弱い。

会長 皆さん、いかがですか。この最後の文章ですけれども。この「取組を推進されたい。」というこの文章で、どうですか。この辺を強調してもらいたいというご意見をいただいているのですけれども。森田委員、どうぞ。

森田委員 今のお話ですけれども、実際に、医療費の適正化、収納率の向上、疾病予防や重症化予防のための保健事業、これらを今までやっていないわけではなくて、やってきているわけですよね。ですから、言葉としては、「すること」と言っても、これらはやっているわけですから、言いたいのは今後さらに強力に推進していただきたいと。その願いというか、気持ちというか、それが伝わる文章にしていただければいいのかなと思います。

会長 事務局、お願ひします。

事務局 では、上の部分を変えずに、「また」からの部分を変えますと、「市の役割として示されている医療費の適正化、収納率の向上、及び疾病予防や重症化予防のための保健事業の実施をさらに強化し、国保制度の安定的な運営を確保すること」ということではいかがでしょうか。

会長 どうですか。今の事務局からの説明ですけれども。知念委員、どうですか。

知念委員 文章からちょっと離れるのですけれども、疾病予防と重症化予防については、例えば、がん検診とか特定健診の受診率がさらに上がらなければいけないですし、あと糖

尿病重症化予防というのは継続的に厚労省がプッシュしてやっているのですけれども、そういうことをまず国分寺市が実施していないとかあるので、そういう部分も含めて書くとか。あと、がん検診の受診率向上とか、そういう部分がまだまだできていないと思うのですね。だから、このままの文章だと何も変わらないような気がしたので、医師会の立場として期待するのでは甘過ぎると。実際にはもっともっと特定健診とかがん検診の受診率を上げてほしいとか、糖尿病重症化予防を他市と同じようにしっかりとやってほしいとか、そういう希望があったので、もっと強い口調が欲しいということがあつたんです。

会長 知念委員、もう少し具体的にということですか。

知念委員 今何でここにこだわるかということで、そういう意見があつたもので。その背景には、やはり行政にも予算がないとかあると思うのですけれども、その中でも何とか強力にもっと受診率向上とか疾病予防とかをやってほしいという希望が、この文章の行間から読み取れればなというのが希望だったのです。

会長 ありがとうございました。

事務局 知念委員がおっしゃることは十分にこちらも理解しているつもりでございます。ちょっと文言の表現として最初にご提示したところから、先ほど森田委員とかもご意見いただいたように「強化し」という部分を入れて、今まで以上にきちんとやっていくということを少し文言で表現したいなということで、先ほどののような文章はいかがかということでご提案させていただいた次第でございます。

会長 ほかにご意見はござりますか。もう少し何か説明した文章を皆さんに。口頭ではなくて、できますか。事務局、お願ひします。

事務局 先ほど私が読ませていただいた部分を根本に、変更した部分ですね。そこから、こちらのほうをさらにもっと文言をきれいに整理して確認したいと思います。また、いただいているご意見については全て議事録のほうに残りますので、その点についてはご了承いただければと思います。

藤巻委員 濟みません。この上と下のところのつながりは、これは「また」というのを残すのですか。

事務局 「なお」にしますね。「なお、市の役割として」という感じですかね。

藤巻委員 上とのつながりをもう少し強調したいということで、「また」ではちょっとあれだと思うのですよね。だから、「その前提として」とか、「そのためには」とか、何か上とのつながりをきちんとつけておかなければ、この下の文章をつけた意味が全くないと思うので、「また」だと全く別のことと言っているのかという感じになるから。「または」でもいいのかもしれないですけれども、ちょっと気になったので。済みません。

事務局 わかりました。

会長 ほかにご意見はございませんか。知念さん、どうでしょうか。よろしいですか。

知念委員 はい。

会長 皆様、諮問事項2ですけれども、国民健康保険税の改定について、先ほどいろいろ

な多くのご意見をいただきました。もう少し市の取り組みの強調ということを皆さんにご意見いただきましたので、これを踏まえて事務局でも、この辺を少し訂正させていただくような形で。いいですよね。

事務局 はい。

会長 これにつきまして、皆さん、ご意見がなければ、私のほうで一任させていただいて事務局と協議するということでよろしいでしょうか。

はい。どうもありがとうございました。では、そうさせていただきます。事務局、そういう形でよろしくお願ひします。

事務局 はい、わかりました。

会長 そうしましたら、答申書（案）について、当協議会の総意ということで後日市長にお渡ししたいと思いますので、よろしくお願ひします。

続きまして、事務局より、お願ひします。

事務局 健康推進課で新規事業等、行っているものにつきまして、簡単にご説明させていただきたいと思いますので、資料2と資料3をお願いします。

まず始めに資料2につきましては、市のほうで健康診査ということで、特定健診とか後期高齢者医療健診ということで実施しております。その部分の、平成25年度から平成29年度の受診状況が、平成29年度分が出ましたので、過去5年分と比較という形で資料ということで出させてもらいました。

平成29年度については、特定健診という形で、40歳から65歳までの方になります。対象者が1万8,386人で、その中で受診された方が7,851人で、受診率は42.7%という形になっております。受診者については、前年度とほぼ同数という形の人数になっているのですけれども、対象者数が国民健康保険のほうの人数が減っている、その年代層が若干少なくなっているという形で受診率のほうは、2.1ポイント上昇しているという形になっております。

また、後期高齢者医療制度の健診につきましては、こちらのほうの平成29年度対象者が1万3,141人、受診者数が7,088人ということで、受診率は53.9%です。こちらのほうも対象者は、75歳以上の方の後期高齢者医療に適用されている方がふえていることもあります。受診者数は増加しておりますけれども、受診率は大体同数の数字という形になっております。

こちらの2段目のほうにつきましては、これが重要なところになりますけれども、特定保健指導という形になります。この上段での特定健診を受けられた方について、メタボリックシンドロームということで生活習慣病等のある方については、保健指導を行うという形になっております。その中で、特定健診を受診された方の中で特定保健指導の対象になった方については、積極的支援という形については、対象者が192名、そのうち初回面接終了者は27名になっています。動機付け支援という形で、対象者が737名、初回面接終了者が138名という形になっています。こちらは初回面接終了という形になっておりますけれども、保健指導のほうにつきましては、そこまで来ていただくというのが担当といったし

ましてすごく苦労するところなのです。初回面談を受けていただくと、最終的に6カ月間のスパンで保健指導を行っているのですけれども、その終了までは大体の方、100%に近い水準の方が終了まで持つていっていけるという形なので、こちらの保健指導につきましては、初回面接までどのような形で持つていけるのか、担当としては、今後、工夫をしながら、市民の方に受診していただくという形を考えております。

続きまして、がん検診の受診率の状況という形では、胃がん検診のほうについては、平成29年度、3万8,651人が対象で、受診者が1,681人で、4.4%という形になっています。肺がん検診につきましては、4万3,671人が対象で、2,652人、受診率6.1%という形になっております。大腸がん検診については、4万989人が対象者で、受診された方が1万4,524人、35.4%の受診率になっております。乳がん検診については、2万2,987人で、受診された方が2,402人ということで、10.5%という形になっております。子宮がん検診については、3万1,137人で、受診された方が2,682名で、8.6%という形になっています。

これについて、過去5年の実績とかを全体的に見ていただくとわかるのですけれども、受診率については大体横ばいという形なので、工夫をしながら受診率の上昇を図らなくてはいけないという形でやっております。こちらのほう、市としましては、特定健診とか、がん検診の受診をしていただくために、市のホームページを使ったり、市報で募集記事を出したりしております。その中で個別勧奨などもしながら、受診率向上に努めております。また、平成29年度につきましては、市報になりますけれども、「ヘルスアップ通信」という形で、保健指導とかがん検診のことについて、年に2回、特集記事を設けさせてもらいました。1回目は5月1日号市報で、がん検診についてのPRをしたという形です。あと、ことしも9月1日号市報に出す予定ですけれども、特定健診、特定保健指導についてのPRということで、市民に周知して、受診を促していきたいということで考えております。

また、公衆衛生センターで、健診とがん検診とかを行っているのですけれども、その中で平成30年度からになるのですが、若い層でも受診していただきたいという形で、若い方ですとお子さんがいてどうしても受診できないということが言われましたので、いずみプラザ内に保健師を任用して託児所を設け受診できるという環境を整えまして、若い層も受診ができる環境を整える形で事業を進めています。

続きまして、資料3のほうになります。健康推進課のほうで新規事業ということで、平成29年度、30年度ということで行っている部分について、簡単にご説明させていただきます。

プラウンパック運動事業につきましては、薬剤師会のご協力を得まして、平成29年度にプラウンパックのほうを購入しまして、市内の調剤薬局で市民の方に配布していただいているという形になっております。こちらのほうは、薬の飲み合わせとか、処方された薬などが適切に処理されていないときとか、市民の方でお困りの方がいらっしゃると思いますので、薬局のほうにそのプラウンパックに、自宅にあるお薬を持っていっていただいて仕分けをしていただくということで、薬剤師会さんのご協力を得ながら進めている事

業でございます。

2点目が成人歯科検診になります。こちらは40歳と60歳の個別受診勧奨を行っております。それに合わせた形でパノラマレントゲンの実施をしております。こちらのほうについては、平成28年度から40歳の方、平成29年度から60歳の方の市民を対象に個別勧奨を行っている状況になっております。40歳と60歳の方が歯科検診ということで行かれたときに、パノラマレントゲンが必要ということで歯科医師のほうが判断した場合について、パノラマレントゲンを実施しているという形になっております。その実施人数については、平成28年度につきましては、40歳のみになりますけれども、29名、パノラマレントゲンを行っております。29年度については、40歳の方が43名、60歳の方が44名という形になっております。

平成29年度の個別勧奨のところなのですけれども、60歳の方を新たに行ったという形で、こちらのほうは平成28年度の60歳の受診者が3名であったという形ですけれども、個別勧奨したことによって、85名の方が受診されたという形になっておりますので、こちらのほうは全年齢の方を個別勧奨するというのはちょっと難しいというところもあると思いますけれども、工夫をしながら市民の方の健康管理という形でやっていきたいと思っております。

平成30年度からですけれども、脳ドック検診事業を行いました。こちらのほうについては、人間ドックを市内の医療機関で行っている形になっておりますけれども、そちらのほうとはまた別にという形で、独自に脳ドックを受診していただくという形を持っています。一部負担金を市のほうで補助しまして、受診を促しているという形になっております。こちらは平成30年6月から実施しておりますけれども、8月22日時点で、こちらは164人の方が申し込まれているという形になっております。

続きまして、最後になりますけれども、健康増進情報発信事業ということで、予防接種モバイルサービスを平成29年10月より実施しております。こちらのほうについては、子育て世代の方に利用していただきたいという形になるのですけれども、お子さん方の予防接種につきましては、今すごく多種多様な形で機関もいろいろありますので、そのスケジュールを組むのがすごく複雑化されております。かかりつけ医のほうと相談しながらスケジュールを組んでいただくという形になりますけれども、とりあえずという形で予防接種のほうのスケジュールが大体組めるという形のスケジュールが自動計算されるような形で、それで日にちの変更とか、日にちが近づいた場合については、そういう方へメールでお知らせして、予防接種の時期が来ますというお知らせをしているという形になっております。また、予防接種モバイルサービスについては、いろいろな掲示板機能がございますので、そこの中で乳幼児健診や離乳食講習会などの各種事業などのご案内などをさせていただいている状況になっております。

簡単ではございますが、健康推進課からのご説明という形になります。

会長 ただいま事務局からご説明がありましたけれども、皆さん、何か聞きたいことはございません。

ざいますか。

藤巻委員 いいですか。がん検診の受診率、これはちょっと医師会との話し合いでもあつたかと思うのですけれども、肺がん検診の受診率が非常に低い、6.1%。この対象者は、29年度は4万3,671名の中には、特定健診とか後期高齢者の受診者は含まれていますか。

会長 お願いします。

事務局 こちらのほうについては、含まれていない形になります。

藤巻委員 特定健診の対象者は含まれていない。

事務局 同時受診で肺がん検診ということで受けられている方はいます。

藤巻委員 そうじゃなくて、この対象者4万名の中には、特定健診を受けた方はいないということですか。お聞きしているのは、特定健診を受けると、ご存じのように胸の写真を撮る。そうすると、肺がん検診は受けられない。肺がん検診を受けた人は、特定健診のほうの胸の写真は撮らない。これは市のルールで決まっているわけです。だけれども、この中の4万3,000名は、特定健診を受けている方が入っているかと思うんですよ。4万3,000名ですから。ですから、そういう方をどういうふうに扱うか。受けられないわけですよ、肺がん検診は。だから、その数、対象者を4万3,000名として、実際に肺がん検診を受けたのは2,600名、6.1%と非常に低い。では、国分寺市はこんなに低いのかと捉えられるので、それはまずいということは他の会でお話ししたと思うのです。だから、こういう公の会に出すときには、やはりここの文章のところには「特定健診受診者が入っています」とか、下の欄外ですね。ないしは、取り扱い方をちょっと変えないと。以前ちょっとお話ししたことは、何も改正されていないのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

会長 事務局、お願いします。

事務局 まことに申しわけございませんでした。以前藤巻先生のほうからご指摘いただきしております、こちらのほうですけれども、事務報告書のほうの数字を使っているということで、その改正についてはちょっとできていなかった。実際にこちらのほうを今回報告する時点で、そのような記載をしていたほうが間違いなかつたと思っておりますので、今後注意していきたいと思います。申しわけございませんでした。

会長 ご意見がありますか。

事務局 医師会の先生のほうからご意見をいただいていたところですし、今回も、必要な方が受けたかどうかというところをしっかりと見ていかなくてはいけないというふうに考えております。今健康推進課長が説明しましたけれども、これは今までそういう形で母数の管理をしていなかつたということもございますので、今回、正式な事務報告書にはこの数字で載っている状況でございます。ですので、平成30年度からは、しっかりと本来受けなければならない人というところで少し精査をしてまいりたいというふうに考えております。

会長 藤巻委員、いかがですか。

藤巻委員 ただ、平成30年は当然ですけれども、こういう公の場でこういうのを出すときには、これがわからないと、6.1%，こんなに低いのかということになるので、下の行にち

よつと＊印でもつけて、やはり特定健診受診者は肺がん検診と別に写真を受けているということを書かないと。こういう形で6.1%という非常に低い値が国分寺市の肺がん検診の受診率というのが出回っていくことはまずいことかと思うので、直ちにやはりそれは訂正していただきたいなと思います。

事務局 こちらのほうは、今後、こちらをこういうふうな形で出す場合については、必ず明記するような形で進めていきたいと考えております。

会長 森田委員、どうぞ。

森田委員 基本的なことで申しわけないですけれども、がん検診の対象者というのは、どういう方、数なのでしょうか。それとあわせて、このがん検診を受けられた方の中で、がんが発見された方の人数というのは、把握されているのでしょうか。

会長 事務局、お願ひします。

事務局 こちらのほうですけれども、がん検診につきましては、それぞれの検診によって年齢が決められております。胃がん検診の方については40歳以上の方、肺がん検診・大腸がん検診についても40歳以上の方、乳がん検診については40歳以上の女性の方で、前年度、受診されていない方、あと、子宮がん検診については、20歳以上の女性で、前年度に受診されていない方という形になっております。こちらの対象者数につきましてなのですが、社会保険に加入されている方もいらっしゃるという形になっておりますので、人口のそのままの数字を使うのではなくて、東京都が示している係数を掛けて、それで対象者数という形でさせていただいております。

会長 森田委員、どうぞ。

森田委員 今の胃がん、肺がん、大腸がんは、全て40歳以上。社会保険に加入されている方は除く、係数を掛けているということですけれども、対象者数は1の単位まで出ておりまして、それぞれ違いますよね。同じではないわけですけれども。

会長 事務局、お願ひします。

事務局 そちらのほうについては、係数の差でこの数字が、対象者数がずれているという形になります。

森田委員 その係数というのは、どういうものを出すための係数なのでしょうか。

事務局 今ちょっと資料が手元にないのですけれども、こちらのほうについては、先ほども言いましたけれども、社会保険に加入されている方とかもいらっしゃるという形で、こちらのほうで検診等を受診できる形なので、実際にその対象人数、対象の世帯、掛ける40歳以上の方の人数から、こちらのがん検診を受けられる市民の人数を出して、東京都が示しているその係数を掛けているという形になりますので、対象者数のほうについては、今手元にないのでまことに申しわけございませんけれども、どういう係数というのは後ほど。

森田委員 それでは、実際に1人の方で、胃がん検診の対象者だけれども、肺がん検診の対象者ではない方はいらっしゃるのですか。

事務局 申しわけございません。この対象者数につきましては、市民の方が基本的には全員対象という形でやっております。この受診率を出すために係数を掛けているという形なので、実際に受診できる方については、市民の方が対象という形でやっているので全体という形になるのですけれども。この受診率を出す関係上で、その係数を掛けているので対象者数が違ってきてているという形なので、実際、この受診できるという形ですので、胃がんが受診できて、肺がんだけができないという形の対象者は、40歳以上の方でしたらという形になっております。その点につきましては、もう一度私の方で資料を再確認させていただきまして、次回のときにご報告させていただきたいと思っています。

会長 知念委員、どうぞ。

知念委員 要するに、社保の人で人間ドックとかをやっていけるところだと、胃がんとか大腸がんとか肺がんを受けられる人がいるので、市民全部が対象なのだけれども、それのがん検診について、東京都がひとつひとつ係数を出している。大体これぐらいの人たちが対象になるだろうというそこのもとの係数があって、その係数を掛けるのではばらばらなのだと。胃がん、大腸がん、肺がんで、それぞればらばらの数になってしまふのだと思う。それをやらないと統計がとれないということですよね。

森田委員 私は単純に、対象者というものがいるわけですね。あなた対象ですよ、あなたは対象者ですよ、あなたは社保の対象者です。とすれば、同じ40歳以上なのに数がこんなに違うというのがどうも理解ができない。その係数というものが何かおかしいのではないかなど。係数はあくまでも社保で受けられる方の係数であって、その人はそちらのほう、それ以外が対象者ですよということであれば、同じ40歳以上であれば、全部同じになつてもいいのではないかなどという単純なことなのですけれども、後で調べていただければということです。

事務局 はい、済みません。

知念委員 僕も初め聞いたときに統計学上おかしいと思ったのですけれども、恐らく東京都全部がやっているので、各自治体と比較する場合に、この係数を入れないと比較できないということになるのですね。やっぱり森田委員のおっしゃるとおりおかしいと思うんです。

森田委員 理由があるのでしょうかけれどもね。その理由がわかれば。

山本委員 ちょっと済みません。この資料2は、我々にどういう目的で提示されたのですか。それをちょっと教えていただけますか。

事務局 今回、運営協議会の資料として出させていただいたものは、保健事業という形で行っている取り組みをまとめたものです。その中で、国民健康保険の中での取り組みという形も含まれておりますので、実際は、先ほど答申の中でもご指摘いただいた部分がございます。市のほうでどういう事業をやっていて、今後新たにやっていかなくてはいけないのかという、示されている部分があると思いますので、そのほうも現状としましてはこういう状況ですということで、29年度分が出ましたので、私の方で報告させていただきました

いと思いまして資料を出させていただきました。

会長 山本委員、どうぞ。

山本委員 わかりました。その出していただいた資料を確認しますと、非常に嫌らしい言い方かもしれませんけれども、この5年間のデータはほとんど変わっていないですね。これはやはり努力が足りないということですね。だから、具体的にどんな努力をしているのかというのも、今度、我々にお知らせ願いたいと思います。以上です。

会長 事務局、お願ひします。

事務局 そうですね。数字的には5年間横ばいというところが多くなっておりますので、実際にこういうときに、どういう事業を行いながら、どういう勧奨もしながらやっていたということを示されるような資料を出せるように内部調整したいと思っております。

会長 藤巻委員、どうぞ。

藤巻委員 できれば、東京都とか全国との平均をやはりちょっと記していただくと、国分寺が低いのか高いのかというのがわかると思うので、これ数だけ出されても、一般的にいいのか悪いのかという判断がしにくいと思いますので、少なくとも東京都だけでもいいですから、そういうのを出していただくといいかと思うので、よろしくお願ひいたします。

事務局 はい。

会長 知念委員、どうぞ。

知念委員 ランキングもお願いしたい。東京都の中で国分寺は何番目に受診率が高いのか。

事務局 こちらの検診のほうにつきまして、各種取り組みということで、異なる部分もあるかもしれませんけれども、どのような形で出せるかということで検討して、調整しながら、ランキングがつけられるかどうかということも確認しながらお示しできるように、内部のほうで調整したいと考えております。

会長 ちょっと質問させていただきます。いいですか。市の健康診断ですけれども、大腸がんの受診がかなり多いですよね。これがどういうふうに。あと、乳がん、子宮がん、女性のほうが多いのかなというのがあるのですけれども、その辺を皆さんにお聞きしたいなと思うのですけれども。知念委員、どうぞ。

知念委員 大腸がんは特定健診と一緒にできるので受診がすごく高くなっています。だから、特定健診が大体40%から50%の受診率ですので、そのときにセットで検便を持ってきてもらって受診されているので、多摩地域でもダントツに受診率が高いです。これをモデルに、国立も特定健診のときに一緒に大腸がん検診のような形をとるようになっています。国分寺市も結構とれると思うのですけれども。

会長 ありがとうございます。

ほかに、皆さん、何かご質問ございませんか。若林委員。

若林委員 ブラウンバッグ運動事業というのは、これは初めて知ったのですけれども、普通、一般の人は知っていますか。

山本委員 ある程度は知っています。

若林委員 そうですか。

田端委員 これを見て、ああ、のことだなと。

若林委員 あまり知らない人が多いのではないかという気がするのですけれども、これは29年度というから、去年ですか。

事務局 はい。

若林委員 これは、何か市報かなんかに出ていたのですか。

事務局 こちらのブラウンバッグ事業につきましては、薬剤師会さんの協力を得ながらやっている事業という形になりますけれども、市のホームページとかにも載せている形になります。事業開始の時点では、市報のほうにも掲載させていただきました。あと、薬剤師会さんのほうもご協力していただいているという形なので、薬剤師会さんのほうで、チラシ、ポスターなどもつくっていただきましたので、市の公共施設のほうで掲示していただくということでやっておりますけれども、その点が市民の方の目が届かない部分ということもありますので、私のほうでも十分に検討しながら、どのようにやっていけば市民の方の目に届いていくのかということで、もうちょっと工夫しながら事業を進めていきたいと考えております。

会長 藤巻委員。

藤巻委員 今のブラウンバッグですけれども、市はこのブラウンバッグをやることによつて、この最後の一言が引っかかるのですけれども。上から4行目、「医療費適正化を図る」、こう書いてあるのですね。これを最大の目的と考えているのですか。ブラウンバッグというのは、やはりこれは飲み残しとか、きちんと飲んでいただきたいとか、それから飲み合わせの問題とか、こういうのをやはり是正していくということが主体ではないかと思うのですけれども、それに伴つてはもちろん重複して出しているようなものとか、そういうものはよくないと。ただ、医療費の適正化というより前に、やはりその人が倍飲んだり、同じものを飲んだらよくないとか、そういうことを是正するための目的というように捉えるべきではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。これは「医療費適正化を図る」という最後のこの一言がちょっとガクッときたのですけれども。

会長 お願いします。

事務局 ブラウンバックは、最初は、ここに29年度からと書いてありますけれども、さらに大もとは28年度に薬剤師会さんのほうで独自でブラウンバッグをつくられたのです。それで、市のほうも29年度からやらせていただいているのですけれども。その一番最初の大もとの資料で、やはり高齢等による認知症などによってお薬がものすごく自宅にあるという話がありました。そこから、日本全国で1兆何千万とかの薬が飲まれていないという話もあったので、医療費の適正化ということで書かせていただいたという部分でございます。

藤巻委員 少し違うのではないかと思うんですよ。飲み残しがあるということは、きちんと飲んでいないということなんですよ。ですから、医療を受けているにもかかわらず、薬

を飲んでいないということが問題だということです。だから、医療費というのは、それに伴ってということで、決して無駄ではない。それは、本当は飲んでもらうべきものなので。ダブっているのは無駄ですよ。だけれども、実際に処方されたものをその患者さんが飲んでいないということは、医療費の適正化とはちょっと違うと思うんですよ。だから、市がこれを行う、ブラウンバッグ運動をやるということに関して、医療費の適正化を目的としているということであれば、ちょっとそれは間違いではないかと思います。患者さんに正しく飲んでいただきたい。やはり処方されたものは飲んでいただきたい。飲んでいるつもりでやっていて、どんどんふえていくということはもちろん好ましくないけれども。だから、ちょっとそういうものを是正するためにこういうバッグがあると思うのですけれども。薬剤師会さんはどうですか。

黒沢委員 先ほどもお話があつたように、一番最初のきっかけは、ビニール袋に患者さんが薬をたくさん持ってきて、余っていますよということがきっかけでやり出したのですね。最初にやつたのは広島ですかね。広島の薬剤師会がやつたわけなのですけれども。藤巻先生がおっしゃるように、きちんと飲んでいない患者さんもいらっしゃいますので、我々も、残薬確認というのを、最後に飲み残しはないですかということでお話しし始めるのがきっかけで、こういうのをつくり出したのですね。中には残っている薬があるので、一本化してくれとかいうことで、きちんと飲むようにという指導はしていますけれども、中には患者さんで、それを持ってきたことによって、薬をとられてしまうのではないかと勘違いする人が結構いらっしゃるのですね。今、飲み残しの多い方には、個別にブラウンバッグを渡して、実際に持ってきていただいている。だから、薬剤師の仕事として、やはり残薬確認をしっかりするという目的でこういうことを始めたということです。

会長 どうぞ、部長、お願いします。

事務局 今、藤巻委員からございましたように、これは医療費適正化というよりは、適切な服薬管理ということだと思いますので、これについては修正をさせていただきたいと思います。市としても、そこを大事に、また、かかりつけの薬剤師さんにも持つていただくとか、認知症でなかなか服薬の管理ができていないということがわかれれば、そこから医師であつたりケアマネジャーと連携をしていただいて、適正に服薬していただくところかと思いますので、これは修正をさせていただきたいと思います。

会長 藤巻委員、よろしいですか。

藤巻委員 はい、よろしいです。

会長 ほかにございますか。では、いろいろご意見、ご質問をいただきましたので、事務局はいろいろなご意見の取りまとめを、お願いします。

では、いろいろなご意見をいただきましたけれども、この辺でよろしいでしょうか。事務局のほうで、今のご意見を取りまとめいただきますので、よろしくお願ひします。

若林委員 済みません。まだいいですか。一番最後の健康増進情報発信事業とあって、子どもの登録数は 230 件と。要するに 230 人の親しかやっていないのですか。一番最後の文

章なのですから、「年度末時点で子どもの登録数は230件で、アクセス数は8,896件だった」ということは、実際に登録している人というのは230件だから、230人ということですか。

会長 事務局、お願ひします。

事務局 こちらのほうにつきましては、平成29年10月から行っているという形で市民のほうに周知しておりますけれども、お子さんの230件の登録のみになっています。実際、こちらのほうについては、『ゆりかごこくぶんじ』ということで、妊娠届を出された方について、こちらの健康推進課の保健師が面接をしていくような形になっています。妊娠中の方についても、こういうモバイルサービスをやっているので、今度お子さんが産まれたときに予防接種の登録をしてくださいという案内をしている形なので、今後ふえてくるのではないかということで、担当としては思っております。

会長 よろしいでしょうか。

若林委員 はい。

会長 では、ほかにいらっしゃいますか。ご質問、ご意見をいただきます。なければ。

森田委員 ちょっと今の関連で発言します。健康増進情報発信事業の1行目のところの「登録した市民に対し」というのは、その「登録した市民」というのは妊婦さんのことですか。

会長 お願ひします。

事務局 これは「登録した市民」という形なので、妊婦さんの場合もありますし、その旦那さんの場合もありますし、そのご両親の場合もあるかもしれませんけれども、一応、市民の方でお子さんがいる、その登録者のご両親とお子さんの生年月日を入れていただいて、そのお子さんの生年月日によって予防接種のスケジュールを組まれるという形になっております。

若林委員 単純に結構いい制度だから、もうちょっと周知したほうがいいのではないかという気がしますよね。

事務局 わかりました。

若林委員 多分、知つていれば、最近の女性はみんなスマホを持っているだろうから、すぐに登録すると思います。

事務局 そうですね。こちらのほうについては、先ほども『ゆりかごこくぶんじ』の面談という形で言いましたけれども、健康推進課のほうではさまざまな事業を行っております。3～4カ月健診とか1歳6カ月健診とかいろいろなそのほかの事業を行っておりますので、そのときにも一応オリエンテーションとかありますので、そのときに周知をしている形をとっておりますし、チラシなんかも配架して、皆さんの方に周知をしていくような形をとっていきたいと考えています。

森田委員 その一番下のところに「子どもの登録数は230件」、最初は「登録した市民」は、親もいるし、お父さんもいるしということを言っていますけれども、この一番下のところ、2段目は「子どもの登録者数」と。「子どもの登録者」というのを入れたのは、何か理

由があるのですか。

事務局 こちらのほうについては、「子どもの登録者数」というのが、子どもの生年月日を入れることによって予防接種のスケジュール管理ができるという形になっておりますので、その子どもの登録数というのがお子さんの生年月日を入れて予防接種のスケジュール管理をしているという形で人数を捉えているという形になります。

森田委員 わかりました。

会長 ほかにございますか。ないようでしたら、本日はこの辺でよろしいでしょうか。

では、次回は、事務局のほうからご説明をお願いします。

事務局 次回の日程ですけれども、9月は議会月ということもありまして開催はない形になります。次回ですが、10月18日か、10月25日の木曜日、ちょっと予定を出させていただいております。今の現段階でご都合の悪い日程がおありになる方はいらっしゃいますでしょうか。

森田委員 私は18日がだめです。

会長 森田委員は18日がだめですか。ほかにございますか。

事務局 25日の会場があまりいい会場ではないので、18日のほうが割といい会場なんですよ。

事務局 会議室の関係もありまして、実は10月25日のほうが少し狭い会議室になってしまっておりまして。

事務局 ちょっと具体的に申し上げます。18日というのがこの建物から向かって左側に、白い建物でぶんバスの停留所の先に書庫棟というところがあります。あそこは広いのです。ものすごく広いのですけれども、25日は前にやりました第4庁舎といって、狭いところ、2階なのですね。ですから、皆さんお休みにならずに出席されると座る席がなく、大変難しくなってしまうのです。ですから、できれば森田委員には大変恐縮なのですけれども、18日にさせていただけると、ゆったりと皆さんに座っていただけるかなと思いますので、できればそういう形でお願いしたいというふうに事務局では考えております。

会長 森田委員、大変申しわけない。18日ということでよろしいでしょうか。またご都合がつきましたら、ご出席をお願いします。

それと、先月、7月13日ですけれども、北多摩地区の国民健康保険運営協議会の会長会がございまして、第51回定例総会ですね。私と大庭課長で出席させていただきました。その会長というのはほかの市の巡りで回っていますので国分寺は当たらないということですから、ご安心ください。

それと、そのときに出ました2部の講演会ですけれども、日ごろの食生活を改善しようということでこういう資料をいただきました。これを見ると、やはりかなり塩分とり過ぎだなとか、コレステロールをとり過ぎだとか。先生を前にして申しわけないですけれども、やはり甘いものの誘惑に負けるというのがいけないので、特にラーメンが最後まで飲み干すというのを少し抑えていただくとだいぶ違うということです。

お時間をいただいて申しわけないです。糖分なのですけれども、レモンティーという飲み物、ペットボトルのがありますね。これが角砂糖で3グラムあるのですけれども、これに何と幾つ入るかといいますと、9個分入るのですね。ですから、27グラムの糖分がここに入ってしまうと。レモンティーでも。ですからあまりとり過ぎないようにということです。あと、外国には肥満税というものがあって、ハンガリーではポテトチップ税というのがあり、フランスではソーダ税、デンマークでは脂肪税、イギリスには砂糖税と、何かこんなところで課税をちょっと強化している。あと、平均寿命は沖縄のほうがいいとありますし、いろいろ地域的に差があると思うのですけれども、こういうのも資料をいただいたんですよ。日ごろから健康を維持して、長寿を全うしたいということですから、ぜひひとつ。

また、市のほうでも健康推進ということで先ほどいただいていますけれども、熱中症でことしも各方面に訪問させていただいてまいりました。日ごろからの生活環境を改善していくと、かなりの健康が維持されると思います。お医者さんの前でこんなことを言っちゃあれですが。申しわけないですけれども。まだことしも残暑が厳しくて、ぜひお互いに健康に気をつけていきたいと思っています。

きょうは長時間にわたって、本当にいろいろありがとうございました。

それでは、これで終了させていただきます。ありがとうございました。

一一、了一一

国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会 会長

内藤 雄

国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会 委員

高橋 美鈴

国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会 委員

川口 幸司